

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和5年4月14日付けで提起した情報不存決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和4年12月15日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - ・熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和4年12月28日付4熊総第3479号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年4月14日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由から少なくとも文書取扱規程が情報公開請求の対象となる情報であると考え、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めている。

(1) 具体的理由を記載するため、令和4年2月15日付け3熊保育第2759号(以下「3

熊保育第2759号」という。) 4(2)①において、熊取町が告示したと主張する「条例制定当時に行った個人情報保護規則第5条に規定の告示」について論じることとする。

①規程第2条「文書は処理後の保管及び保存を適正に行わなければならない」

当該告示文書は永年保存であるにもかかわらず、その存在が確認できない状態である。

②規程第11条「告示文書には暦年による一連番号を付さなければならない」

当該告示文書には一連番号が付されていない。

③規程第34条「総務課長は保存文書保存期間別の文書保存箱に収納し、文書保存番号を付し書庫に格納する」

当該告示文書に文書保存番号を付していない。

④規程第38条「保存文書を閲覧又は貸出しを受けようとする者は、保存文書閲覧票に必要事項を記入し、総務課長に申し出なければならない」

3熊保育第2759号を作成する際に、当該告示文書を確認した上で「当該告示を行っている」と判断したものと考えられるため、保存文書閲覧票が存在するはずであるが、その保存文書閲覧票の存在が確認できない。

⑤規程第39条「閲覧及び貸出しを受けた職員が、保存文書を紛失し又は汚損したときは、その職員が所属する文責の意見を付けた始末書を総務課長に提出しなければならない」

総務課長が当該告示文書を適切に保存しており、適切に閲覧又は貸出を行っているのであれば、総務課において当該告示文書が紛失することなどなく、現状当該告示文書の存在が確認できない理由は、閲覧又は貸出しを受けた職員が紛失した可能性しか考えられず、そうであれば、同条の規定により始末書を総務課長に提出しなければならないが、総務課長は当該告示文書紛失の始末書を受け取っていない。

⑥規程第32条「文責は、保管期間経過後、引き続き保存を要する文書を総務課に引き継がなければならない」

告示文書は、同条第3項(年度に関わりなく常時使用する文書)でもなく、第4項(一定年度継続する事業等の文書で、単年度で区分することが不適当な文書)でもないことから、現年度扱いの文書ではないことから、引継ぎを行われなければならない。

⑦規程第21条「部課長は、次の各号に掲げる事項について文書を審査すること」

前述の①～⑥については、当該告示を行っていないとすると、全て説明できるものと考えられるが、その場合、3熊保育第2759号を作成するにあたって、告示をしていないにもかかわらず、告示を行ったと主張することは、同条第7号(文書の構成は適当か)に抵触するものとする。

(2)情報の公開を求めた情報は明記された情報に限定しておらず、規定通りに事務を実施していない「熊取町規程」であって「規定に抵触しているか否か」を問うていない。また、「適切に事務を実施していない」と規定されている熊取町規程など存在するはずがない。町は、不適切な事務をしていると明記された規程など存在しえないにもかかわらず、私の情報公開請求書を受理し、公開の決定を行ったこととなるが、公開を求める情報の内容の記述が

不適切であるのであれば、受理をせず、訂正を求めるべきではないのか。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 今回請求の「熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの」について、庁内に該当する規程があるかどうか全課に照会した結果、いずれの課からも該当する規程はないとのことであったため、情報不存在の通知を行ったものである。

(2) 今回審査請求人が審査請求書の4(7)で指摘しているとおり、「熊取町が令和4年2月15日付け3熊保育第2759号において個人情報保護条例制定当時個人情報保護規則第5条に規定する告示をおこなっている」とした主張については、3熊保育第2759号の文書作成時はその事実を信頼すべき事由が別にあったところではあるが、審査請求人による情報公開請求においての告示の事実が確認できる記録がないこともすでに情報公開決定の中で明らかになっている。しかしながら、「当該告示を実施していないこと」や「条例等に抵触している」という事実が認められるわけもなく、また、情報公開開示決定では事務手続の適否ではなく、あくまで「規程に規定された事務を適切に実施していない。」ことが明記された文書を公開するものであり、結果として対象となる文書は存在しないものである。

第3 理由

1 情報公開審査会の判断

(1) 争点について

審査請求人は、永年保存文書の存在が確認できないこと、行ったはずの告示に暦年による一連番号が付されていないことなどの理由から、公開請求した情報について、少なくとも文書取扱規程が該当するものと主張している。

一方、処分庁は、公開請求された情報について、該当する規程があるかどうか全課に照会した結果、いずれの課からも該当する規程はないとの結果であったことから、当該情報については存在しないと主張している。

以上の点から、審査請求人が請求した情報が存在すると認められるか否かが争点である。

(2) 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適

切に実施していないものである。

情報公開制度における情報公開の決定にあたっては、請求人から公開請求された情報を処分庁が保有しているか否か、保有している場合は、当該情報が公開することができる情報か否かを判断して行うものである。

また、情報公開制度においては、処分庁の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが情報公開の前提となるような情報公開請求がなされた場合においては、情報公開審査会は、処分庁の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが困難であるため、情報の特定を行うことができないものと考えられることから、公開請求された情報がそのような内容であった場合は、処分庁は、請求人に対し情報の特定を確実にできるよう、請求の内容について補正させることが必要である。

それを踏まえた上で、審査請求人は特定の文書が本件対象文書に該当するものと主張するが、処分庁は、審査請求人が公開請求した情報について、該当する情報があるか否かを全課に照会し、該当する規定はないという結果となったことをもって情報不存在決定の処分を行ったとの主張は、合理性があると判断する。

そのため、不存在決定は妥当である。

なお、当審査会は、処分庁が3熊保育第2759号において主張する個人情報保護規則第5条に規定する告示の事務手続の適否について判断するところではない。

2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、不存在決定は妥当であると判断する。よって行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月15日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることができません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります、なお、正当な理由があるときは、上記の期間がこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。